

●香川県告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成25年8月13日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成25年6月30日	末森歯科医院 丸亀市土器町東7丁目28番地	末森 二郎 丸亀市土器町東7丁目28番地	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導